

理 容 所 の て び き



(区ホームページ)

葛飾区保健所

生活衛生課 環境衛生担当係

〒125-0062 東京都葛飾区青戸4-15-14 健康プラザかつしか2階

電話 03(3602)1242

ファックス 03(3602)1298

※てびきには、主な構造設備基準・衛生管理基準が掲載されていますが、
全ての基準が掲載されているわけではありません。
申請予定者の方はインターネット等を利用し、関係法令をご確認ください。



～理容所を開設される方へ～

手続きの流れについて説明します

事前相談

理容所には構造設備基準があります。図面等を持参の上、あらかじめ保健所に相談してください。

書類の提出

開設には下記の書類が必要です。施設検査までの日数に余裕をもって（1週間前までに）届出してください。

施設の検査

施設が完成したら、保健所職員が施設面積、構造設備等の検査に伺います。基準に適合しない場合は、改善後、再検査します。

開店

検査に適合し、保健所長の確認を得ると開店できます。後日、確認済証を交付しますので、取りに来てください。

開設する時に必要な書類

- ✂ 理容所開設届
- ✂ 構造及び設備の概要
 - ❖ 施設の平面図（寸法がわかるもの）、施設付近の見取り図
- ✂ 理容所従業員名簿
 - ❖ 理容師の免許証（本証提示、コピー不可）
 - ❖ 理容師は医師による診断書（結核・伝染性皮肤病疾患の有無がわかる、3か月以内のもの）
 - ❖ 管理理容師講習会の修了証書：理容師が複数人いる場合（本証提示、コピー不可）
- ✂ 開設者が外国人の場合：国籍等の記載がある住民票の写し

- ✂ このほか、検査手数料が16,000円かかります。

理容所 構造設備の概要(例) 設計する時の参考にしてください

消毒した器具の保管場所

消毒した器具は、他の物品と混ざらないよう戸棚やふた付きの容器等に分けて保管してください。

床・腰板の材質

床と腰板（床面から90cm程度の壁材）は、コンクリート、タイル、リノリューム、板等、水の浸み込まない材質のものにしてください。

客待ち場所

- ・ 入口近くに設置してください。
- ・ 客待ち場所の面積の目安は、作業室面積の6分の1程度とします。
- ・ 固定したついで等で作業室と明確に区分し、作業室内に施工中の客以外みだりに出入りさせないようにしましょう。

洗浄・消毒したタオルの保管場所

戸棚等に、使用前の清潔なタオルを保管してください。

使用後のタオル入れ

使い終わったタオルを入れる容器を用意してください。

消毒設備・洗い場

- ・ 器具やタオルの洗い場は流水装置とし、洗髪用とは別に設置してください。
- ・ 消毒設備は、消毒しようとする物の形状、材質に応じて施設に合った設備を設置してください（詳しくはP.4参照）。

毛髪箱・汚物箱

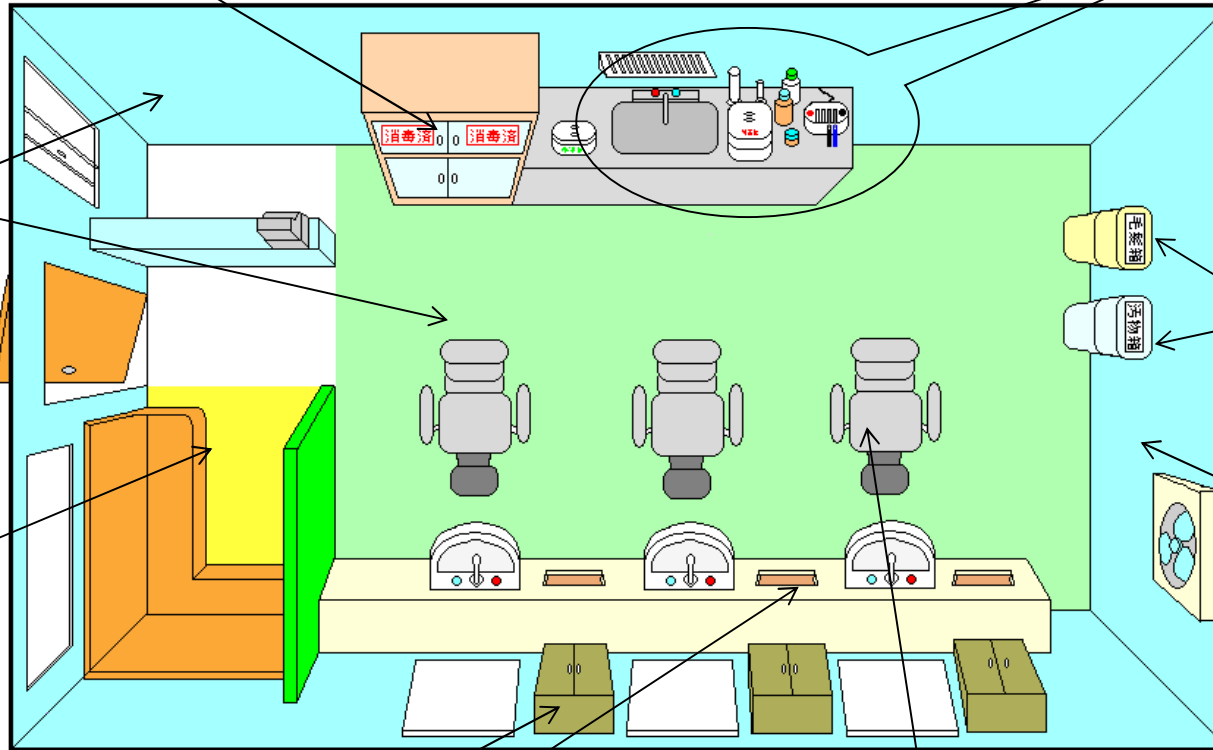
ふた付きの毛髪箱、ふた付きの汚物箱をそれぞれ別に設置します。

採光・照明・換気

- ・ 作業面の照度が100ルクス以上となるような採光窓や照明器具を設置してください。
- ・ 室内の炭酸ガス濃度が5,000ppm以下となるような換気設備を設置してください。

理容いすの台数・作業室の床面積

- ・ 作業室の面積は1.3㎡以上必要です。
面積は、柱や壁などの内側で測定します。
(客待ち場所、従業員控え室、消毒室、トイレ、通路等は作業室面積に含まれません。)
- ・ 理容いすは、作業室面積1.3㎡の場合3台まで置けます。
ここから1台増やすごとに4.9㎡ずつ必要です（これに伴い、客待ち場所の面積も増やしましょう）。いすの台数は面積算定にかかわりますので、十分ご注意ください。



理容所における各種届出について説明します

<p>施設の新設、移転等があるとき →新たに「開設届」が必要です</p> <p>○施設を新設する ○施設を移転する（仮店舗も含む） ○施設を大規模に増改築する…既に確認した施設と同一性を失う場合等 （例えば、施設のおおむね 100%以上の増築又は 50%以上の改築） ○施設を建て替える 等</p> <p>※ 構造設備基準がありますので、<u>事前にご相談ください。</u></p> <p>必要書類 P.1「開設する時に必要な書類」をご覧ください。</p>	<p>従業者を変更したとき →「変更届」が必要です</p> <p>○従業者を新たに雇用した、店舗間で異動した、従業者が退職した 等</p> <p>必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> * 変更届 * 従業員名簿 * 理容師の免許証（本証提示、コピー不可） * 医師による診断書（結核・伝染性皮膚疾患の有無がわかる3か月以内のもの） * 管理理容師の方は、管理理容師講習会の修了証書（本証提示、コピー不可）
<p>届出内容の変更があったとき →「変更届」が必要です</p> <p>○法人の（商号、事務所所在地、代表者等）が変わった ○開設者の住所が変わった ○店名が変わった ○施設を小規模に増改築した （例えば、施設のおおむね 100%未満の増築又は 50%未満の改築） 等</p> <p>※ 構造設備基準にかかわるもの（いすの台数など）を変更する場合は、<u>事前にご相談ください。</u></p> <p>必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> * 変更届 * 変更した内容のわかる書類（施設設備図面等） 	<p>開設者の地位を承継するとき →「承継届」が必要です</p> <p>○譲渡により開設者の地位を承継した ○開設者（個人）が死亡し、相続をした ○法人が合併・分割した 等 ※ <u>事前にご相談ください。</u></p> <p>必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> * 理容所の開設者の地位承継届（譲渡の場合） * 営業の譲渡が行われたことを証する書類 * 届出者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）（相続の場合） * 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書 * 相続人全員の同意書（相続人が 2 人以上いる場合）（合併・分割の場合） * なし（地位承継届のみ） <p>閉店したとき →「廃止届」が必要です</p> <p>必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> * 廃止届

器具・タオル類の洗浄と消毒方法

カミソリや血液の付着した器具類
また血液が付着した疑いのある器具類

十分に洗浄する

血液が付着した
タオル類は破棄する

消毒する場合は洗浄後

上の消毒法に
替えてもよい

エタノール

76.9～81.4%

次亜塩素酸ナトリウム

0.1%以上

煮沸消毒器

沸騰させる

溶液中に
10 分以上
浸す

2 分以上煮沸する

消毒薬を洗い流し、乾燥する

保管庫や器具棚へ収納する

血液が付着した疑いのない
器具・タオル類

十分に洗浄する

逆性石ケン液

0.1%以上^{*1}

グルコン酸クロルヘキシジン

0.05%以上

両性界面活性剤

0.1%以上^{*1}

次亜塩素酸ナトリウム

0.01%以上^{*2}

エタノール

76.9～81.4%

蒸気消毒

80℃を超える蒸気

紫外線照射

85μw/cm²以上

溶液中に
10 分以上
浸す

カット綿に含ませて拭く

10 分以上触れさせる

20 分以上照射

衛生管理の徹底をお願いします

器具・タオル類の清潔	<p>カミソリ・ハサミ・クシ・ブラシ・タオル等は一客ごとに取替え、適正に<u>洗浄・消毒</u>したものを使用してください。</p> <p>首巻き及びまくら当てに紙製品を用いる場合は、客一人ごとに廃棄します。</p> <p>★消毒液を用いて消毒を行うには、液量計や薬液容器等が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液量計：消毒液（原液）を希釈するために必要なもの（例：メスシリンダー） ※ 希釈せずに効果が得られる、消毒用エタノールなどを使用する場合には必要ありません。 ・薬液容器（消毒液をいれる容器）：消毒液の汚染や揮発を防ぐふた付きのもの
器具の保管	<p>消毒した器具を入れる容器：ホコリなどが入らないふた付きのバットや戸棚等</p> <p>使い終わった器具を入れる容器：<u>洗浄・消毒</u>までの間、器具を入れておくバット等</p>
タオル類の保管	<p>消毒したタオル類を入れる容器：ホコリなどが入らない戸棚等</p> <p>使い終わったタオル類を入れる容器：<u>洗浄・消毒</u>までの間、タオル類を入れておくポリバケツ等</p>
施設の清潔	<p>施設は常に整理整頓し、清潔に保ってください。</p> <p>毛髪等の廃棄物は一客ごとに清掃し、<u>ふた付き</u>の専用容器に集めましょう。</p>
空気環境	<p>冷暖房時は、特に空気環境が悪くなります。適宜<u>換気</u>を行うなどして十分に注意してください。</p> <p>★理容師法では、理容所内の炭酸ガス濃度の基準を 5,000ppm 以下と定めていますが、保健衛生上望ましいとされる以下の基準値を参考にして、常に良好な空気環境を確保しましょう。</p> <p>炭酸ガス濃度：1,000ppm 以下 一酸化炭素濃度：10ppm 以下 温度：17～28℃ 湿度：40～70%</p>
身体の清潔	<p>一客ごとの作業前後に手指を洗浄・消毒する等、身体は常に清潔に保ちましょう。</p> <p>顔面作業の際はマスクを使用してください。</p>

理容師の免許証(申請、書換え、再交付、返納等)、管理理容師の講習会に関することは・・・

<p>公益財団法人 理容師美容師試験研修センター</p> <p>〒151-8602 東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01（8F）</p>	<p>電話 03-5579-6115（管理講習）</p> <p>03-5579-6878（免許登録）</p>
---	--